

令和5年5月8日

保護者の皆様

長崎県立島原翔南高等学校
校長 南波 聡

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

桜若葉がみずみずしい季節となりました。保護者の皆様には、日頃より、感染症予防に努めていただくとともに、学校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日付けて「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の5類感染症に位置づけられました。(インフルエンザと同等の扱いとなります。)5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。

4月28日付で文部科学省より「5類感染症以降後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の通知と「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8~)」が通知されました。つきましては、校内での感染症対策を下記のとおりご確認ください、ご理解とご協力をいただけますようお願いいたします。

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策について

○ 5類感染症移行後においても

- ・ 生徒の健康状態の把握
- ・ 適切な換気の確保
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要です。一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、生徒の学習の機会を可能な限り確保するよう努めたいと思います。なお、これまで通り、学校教育活動において、マスクの着用は求めないことを基本とします。また、昼食時の「黙食」は実施しませんが、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないよう飲食を行うことや、大声での会話を控え、机を向かい合わせにする場合には1m程度の距離を確保するなどの指導を行って参ります。

2 出席停止の取り扱いについて

○生徒が陽性となった場合は、直ちに学校への連絡をお願いします。

○生徒の感染が判明した場合のみ、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。5類感染症に移行したこともあり、発熱等の症状があることをもって、一律に出席停止として扱うものではありません。

○また、季節性インフルエンザと同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、出席停止として対応する場合があります。

○感染後、登校するに当たり、学校に陰性証明書等を提出する必要性はありません。ただし、インフルエンザ同様、「感染症関連報告書」を学校へ提出してください。（登校時に学校より配布します）

○4月28日付の文部科学省の通知には、「保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とはしない」とされています。したがって、個々の特殊な事情があり、止むを得ない場合には、学級担任までご相談ください。

○濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなりましたので、同居している家族等が新型コロナウイルス感染症に感染したことが分かっても、学校への報告の必要はありません。また、感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。不安がある場合は学校にご相談ください。

3 出席停止の期間の基準

感染が確認された場合の出席停止の期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします

- ・無症状の場合の出席停止の期間の取り扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでとします
- ・「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用をお願いします。

4 マスクの着用について

- 生徒及び教職員については、学校教育活動に当たってマスクの着用を求めないことを基本とします。咳やくしゃみの際は咳エチケットをお願いします。但し、次のような場合にはマスクの着用をお願いします。
- ・校外学習で混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・校外学習で医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
 - ・感染症流行時など
- 基礎疾患があるなど様々な事情によりマスクの着用を希望したり、健康上の理由からマスクの着用ができなかったりする生徒もいることから、マスク着用の有無による偏見等が起きないように学校でも指導してまいります。ご家庭でもご理解いただきますようお願いいたします。

5 その他

- 今後も随時感染症対策について見直しが行われるものと思います。その際は、教育委員会からの指導・通知に基づき適切に対応を検討し、あらためて保護者の皆様にお知らせします。
- お子さまだけでなく、家族も含め、咳や鼻水、発熱といった普段と異なる症状がある場合には、登校を控え、自宅休養するとともに医療機関を受診し、医師の指示に従ってください。